

「こころの鈴」(子どもの権利相談室)

つらいときや困ったとき、自分や友だちの権利が守られていないと感じたときは、「こころの鈴」に相談してください。

- いつ? 月~木・土曜日 午後1時~午後6時
金曜日 午後1時~午後8時

- どうやって? 電話 0120-200-195 (無料)
メール kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp
会いに行く 松本市役所大手事務所2階

※ 名前や学校名は言わなくてもいいです。秘密は絶対守ります。



※ うれしいことがあったときのお話もお聞きしています。

私の「子どもの権利」宣言

自分やみんなの権利を守るために、次のことを大切にします。
(「困っている友達に声をかける」など)

- _____
- _____
- _____



令和5年度 中学生向け 子どもの権利学習パンフレット「あかるいみらい」
令和5年10月発行

発行 松本市・松本市教育委員会

編集 松本市こども部こども育成課・松本市教育委員会学校教育課学校支援室

問い合わせ 松本市こども部こども育成課 こども政策担当

住所: 〒390-8620 松本市丸の内3-7

電話: 0263-34-3291 ファックス: 0263-34-3309

※ このパンフレットの名前「あかるいみらい」は、市内の子どもたちが考えてくれました。

令和5年度 中学生向け 子どもの権利学習パンフレット

あかるいみらい



「子どもの権利」って?

子どもの権利とは、子どもが健やかに成長していくために、欠かせないものです。

年 組 名前 _____

松本市では、平成25年4月、「松本市子どもの権利に関する条例」を施行しました。^{しきう}この条例は、大人も子どもも、市全体で、「子どもの権利」を守り、次のような「すべての子どもにやさしいまち」を目指していくためのものです。

～すべての子どもにやさしいまち（条例前文より）～

- ①どの子もいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- ②どの子も愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるまち
- ③どの子も松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- ④どの子も地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- ⑤どの子も自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- ⑥どの子もいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

毎年11月20日は、「松本子どもの権利の日」

「子どもの権利」の重要性

①から③の絵は、「子どもの権利」が守られている状態を表した絵です。「権利」が守られなくなったら、どうなるのか、例をヒントに考えてみましょう。

主体的に成長する権利

例 勉強を教えてもらい、自分の力で成長できる。



【権利が守られないと…】

分からぬことがあつても、教えてもらえない。



【権利が守られないと…】

安心して生きる権利

① 差別やいじめを受けない。



【権利が守られないと…】

自分らしく生きる権利

② 個性を大切にしてもらえる。



【権利が守られないと…】

社会に参加する権利

③ 地域の行事などで、自分の意見を発言することができる。



【権利が守られないと…】

「子どもの権利」が、なぜ大切なのか、見えてきましたか？

条例の内容と市の取り組み

松本市子どもの権利に関する条例では、次の4つの権利を大切にしています。

① 主体的に成長する権利

③ 自分らしく生きる権利

② 安心して生きる権利

④ 社会に参加する権利

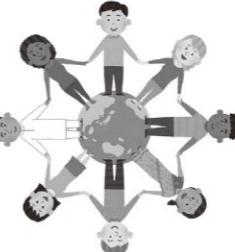
次のア～エは、子どもの権利を保障するための、松本市の取り組みです。上の1～4のうち、どの権利に関係する取り組みか、考えてみましょう。

	松本市が取り組んでいること	答え (①～④)
ア	子どものための相談室「こころの鈴」を設置して、子どもに関わる相談を受けています（詳しくは、次のページへ）。	
イ	「まつもと子ども未来委員会」という委員会を設置して、子どもたちが松本のまちづくりを考え、市長に提言しています。	
ウ	「松本子どもまつり」というイベントで、子どもたちがイベントを企画、運営できるように支援しています。	
エ	一人ひとりのちがいを受け止めながら、互いを尊重し、自分らしく生きていけるよう、道徳の授業を充実させています。	

コラム 条約と条例

「条約」は、国どうしの決まりで、「条例」は、都道府県・市町村の決まりです。「子どもの権利条約」は、1989年に国際連合で採択された決まりで、日本も、1994年に批准しました。

「松本市子ども権利に関する条例」は、条約をもとにした、松本市の決まりです。



【考えてみよう】～みんなの権利～

子どもの権利は、子どもたちみんなにあります。学校、性別、得意なこと、苦手なことなどに関係なく、あなたも、まわりの友だちも、みんなが持っています。

それでは、「気に入らない相手に嫌がらせをする」ことも権利のひとつなのでしょうか。あなたは、どう思いますか。

